◎新潟県告示第1503号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年11月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）築地地区（全換地区）確定測量）「座標補正」

２　作業期間　平成26年９月30日から平成27年１月30日まで

３　作業地域　胎内市　宮瀬、高畑、赤川、山王、下高田、築地、鷹ノ巣、西川内、堀口、中倉、高橋、塩津、苔実　地内